

日本国農林水産省とウクライナ国農業政策・食料省の間の農業協力に関する協力覚書

日本国農林水産省とウクライナ農業政策・食料省（以下「参加者」という）は、
農業分野における互恵的な協力の発展に努め、
相互利益の分野における協力を深めるという参加国の関心に留意し、
参加国間の既存の友好関係の強化を希望することを統括し、
以下の認識に達した：

第1項

参加者は、次の分野における協力を促進する：

- 農業分野における二国間協力
- 両国の公的・民間組織間の持続可能な関係の強化；
- 可能な協力形態を探るための両国関係機関、関係団体の紹介
- 農業及び食料に関する専門家の育成
- 相互利益のための情報交換

第2項

参加者は、任意に、協力活動に関わる関係機関・団体の者の国外渡航手続きの支援のため、可能な措置を講じることとし、また、ウクライナ側は任意に、協力活動に使用する物品・資材の通関及び関税を含む租税・課徴金の免除に関する手続きを支援するために可能な措置を講じることとする。

第3項

参加者は、「日・ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」（以下「JTF」という）を結成し、本覚書に沿って、協力活動、プロジェクトの開発、共同活動の実施について協議する。

参加者は、JTF の下、必要に応じて、協力の方法について議論し、双方の協力を促進する情報交換のために、実務者会議を開催することができる。

第4項

本覚書は、法的拘束力のある国際協定ではなく、参加者にいかなる法的義務または財政的義務を課すものでもない。

第5項

本覚書の修正は、参加者相互の書面による合意により行うことができる。

第6項

本覚書の活動により何らかの知的財産権（IPRs）が生じる場合、双方はこれらの活動を行う前に、それぞれの国の法令に従い、当該権利の帰属及び管理について明確に規定するための別

の書類を作成する。

参加者は、それぞれの国の法令及びウクライナと日本が加盟する国際条約に従い、本覚書に基づく協力から生じた IPRs の適切な保護を保証する。

第7項

本覚書は、参加者が署名した日に開始される。

この覚書は、各国の国内法令の枠内で、かつ両者の予算と人員の範囲で実施される。

本覚書は3年間締結され、参加者の一方が他方の参加者に本 MoC を終了させる意向の日の6か月前までに本覚書を終了させる意思を通知しない限り、次の3年間は自動的に延長される。

本覚書の終了は、参加者が書面で別段の合意をしない限り、本覚書の規定に沿って合意され、本覚書の終了時に終了していない継続中の活動又はプログラムの実施に影響を及ぼさないものとする。

英語、ウクライナ語及び日本語でそれぞれ2通の原本に署名し、すべての文書は同等の価値を有する。本覚書の解釈に齟齬がある場合は、英文が優先するものとする。

日本国
農林水産省のために

ウクライナ国
農業政策・食料省のために

武村 展英
農林水産副大臣

タラス・ヴィソツキー
農業政策・食料省大臣代行

日付

日付